



地域安全ニュース

令和2年4月発行 No.12



緊急事態宣言等に乗じた詐欺、悪質商法に注意

新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月7日に近隣府県を含む7都府県に「緊急事態宣言」が発令されました。京都府は対象地域には含まれていませんが、感染拡大防止のために様々な制限や自粛要請がなされています。

新型コロナウイルス感染症や「緊急事態宣言」への不安感に乗じた特殊詐欺の予兆電話も確認しており、今後予兆電話を含む特殊詐欺や感染防止等を謳い文句とした悪質商法の被害発生が懸念されますので、注意してください。

【特殊詐欺の予兆電話の事例】



次のような連絡等に注意！

～被害を防ぐために～

▼ 役所の職員を名乗り「コロナ対策の助成があります。助成の申請をしてください。（手数料を振り込んでください。）」



◎ 役所が事業者に対して助成金の申請手続きを勧める電話をかけることはありません。助成金申請に係る手続きは、公的な機関（窓口）にお問い合わせください。

▼ 息子を名乗り「コロナウィルスに感染した。お金が必要なので振り込んで欲しい。」（又は「お金を取りに行く。」）



◎ 突然、別居家族からお金を無心する連絡があった場合は、振り込みや手渡しする前に把握するご家族の電話番号に電話をかけ直したり、他のご家族に相談してください。

【悪質商法の事例】

次のような訪問や送付に注意！

～被害を防ぐために～

▼ 水道局関係者を名乗る人物が訪問のうえ、「水道管がコロナウィルスに感染しているおそれがあり、点検する」等と言って、蛇口周りを点検し、高額の作業（点検）料を請求する



◎ 訪問者の身分確認を求め、不必要なサービス（役務）や物品の販売は、はっきりと断りましょう。断っても居座る場合は110番通報してください。

▼ 「コロナ感染防止に有効」等のチラシや請求書と共に、注文していない商品が送りつけられた



◎ 宅配業者から配達があっても、「受け取らない」「代金を支払わない」ようにし、受領した場合は業者に「購入しない」ときっぱりと断り、商品の引き取りを求めましょう（返送したり、送料を負担する必要はありません）。



京都府警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室
代表電話 075-451-9111

